

# ごみ出しは **ルール** を守って

分別されていないごみが収集所へ出されているとの苦情が増えています。正しく決められた方法でごみを出さないと、収集されずに、収集所に放置され、不衛生・交通障害などの問題になります。ごみを出す前に、もう一度確かめてください。また、ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

CHECK!!

01

ごみは収集日当日の  
**朝 8 時前** に出す。



CHECK!!

02

燃やせるごみは  
**指定袋** で出す。  
【買い物袋等は使用できません】



CHECK!!

03

燃やせないごみ（空き缶等）は  
**指定コンテナ** に入れて出す。  
【袋などに入れないでください】

CHECK!!

04

ペットボトルは  
**キャップやラベル** をはずし、**資源専用袋** で出す。  
【汚れの落ちないものは燃やせるごみで出す】



CHECK!!

05

プラスチックキャップやラベルは  
**プラスチック製容器** の収集日に **資源専用袋** で出す。

CHECK!!

06

ガラスびんは 無色（透明）、茶色、その他の それぞれ  
**キャップ** をはずし、**色ごとに分けて 資源専用袋** で出す。

CHECK!!

07

アルミキャップやびんの栓は  
**指定コンテナ** に入れて出す。

CHECK!!

08

コンテナ（空き缶）と資源専用袋（ペットボトル・ガラスびん）は  
**同時に出さない**

みなさんへお願い

- ・ごみの種類ごとに決められた収集日以外にはごみを出さないでください。
- ・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。
- ・ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。  
詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
- ・飲食店等の事業活動で発生した「事業系ごみ」は収集所には出せません。
- ・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。  
※「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は役場町民税務課で配布しています。

# 川俣町空家等除却事業補助金

## の募集を開始します

町民が安心して暮らせる良好な住環境の形成及び保全並びに限りある土地が有効に活用されることを支援するため、空家等の除却工事に係る費用の一部を補助します。

### 01. 補助金募集件数

10 件 (窓口受付順)

### 02. 補助金募集期間

5月1日(木)～12月19日(金)

※令和8年3月末日までに実績報告書を提出できる工事に限ります。

### 03. 補助対象となる空家等

以下のすべての要件に該当する住宅等が対象となります。

1. 居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物 (これに附属する使用していない物置及び作業場を含む)
2. 賃貸又は売買目的で所有・管理する建築物ではないこと



### 04. 補助の対象者

補助の対象者は、町税等に滞納がなく、次に掲げる要件のいずれかに該当する個人の方となります。

1. 除却する空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている方 (除却する空家等が未登記の場合は、当該空家等の固定資産税の納税義務者となっている方)
  2. 登記事項証明書に所有者として登録されている方が死亡している場合、相続人の方
- ※登記名義人に共有名義人が存在する場合や複数人の法定相続人が存在する場合にあっては、それらのすべてのものに補助対象空家等の除却の同意を得ていること、又空家等に抵当権等が設定されている場合はその権利に係るものの同意を得ていることが前提となります。

### 05. 補助対象となる工事

補助の対象となる工事は、次に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

1. 建設業法等の土木工事、建築工事、解体工事に関する許可を受けた事業者による工事
2. 交付決定の通知の日以後に事業者と契約及び着手した工事
3. 同一敷地内及び隣接するとみなされる敷地の補助事業者が所有又は管理している空家等をすべて除却する工事
4. 除却する空家等と同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと
5. 公共工事等の補償対象でないもの

### 06. 補助額

補助金の額は、補助対象空家等の除却に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とします。



詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】川俣町役場建設水道課建設係 ☎ 024-566-2111 (内線 1602)